

7.8%賃下げ...仕方ないと思っていないませんか？



震災復興のためではない

被災地の状況をよく知る私たちは、復興事業のために役に立つなら仕方ないと思ってしまう。しかし、閣僚の発言の中では「国家公務員の給与削減の実施」「独法等の役職員の給与見直し」は、いつも行政改革の一環として消費税増税とセットで持ちだされています。野田総理や内閣からの説明には、どこにも、「東日本大震災」も「復興」も出てきません。また、報道では、2012年度補正予算案の編成について、「景気対策の財源には、11年度予算の決算余剰金や、独立行政法人と国立大学、特殊法人の給与削減分を充てることを検討（北海道新聞 2012/6/26）」と、景気対策財源として使われるとのこと。景気浮揚が目的なら賃上げが必要でしょう。

復興予算は余っている(?)

「H23年度の震災復興予算15兆円の内、6兆円が余っている」と報道されています。このうち5兆円は次年度に繰り越されますが、1兆円余りは震災復興特別会計として各省庁に配分されます。その中には「もんじゅ」を運営する「日本原子力研究開発機構」に83億円、北海道開発事業費へ119億円、沖縄開発事業費へ2億なども含まれています。北海道や沖縄の開発を一概に否定するものではありませんが、それは震災復興なんですか???

われわれから取り上げられた27億円、被災者のもとには届きそうにありません。

2年後には元に戻る?

公務員給与臨時特例措置法はたしかに2年間の時限立法です。しかし2年後、この給与削減が固定化され、それどころかさらなる給与削減が行われる可能性は極めて高いと考えざるを得ません。政府が今回の給与削減を震災復興のための一時的な策ではなく、行政改革＝公務員給与削減の一環と見なしていることが明らかだからです。「元に戻る」可能性は極めて低いと予測されます。

運営費交付金が減額されるから仕方ない?

組合との団体交渉でも、教職員に対する説明会でも、労務担当理事は「運営費交付金が削減されるのだからどうしようもない」ということだけを繰り返しました。でもそれは嘘のようです。

政府側から今年度分の減額はできない

2012年度運営費交付金はすでに予算として確定しており、財政法第29条によって、「予算成立後の新たな事由」がない限りこれを減額することはできません。

今年度の補正予算で運営費交付金が減額されるには、大学から余剰金として国庫に返納されることが必要です。そのことが「予算編成後の新たな事由」となって、補正予算での減額が可能になります。理事も削減額について大学と文科省とが擦り合わせをする過程が存在することを認めました。

つまり、われわれの給与を削るのが先で、これを国に戻して、その分の運営費交付金を減らし、それを使って補正予算を組むという手順だったのです。



「国が各機関に支出している人件費向けの補助金を削減したり、各機関で給与を減らした分を国庫に入れたりすることで1000億円ほどの財源の捻出を目指す。」日経2012/5/11

ボーナスを増やして代償する?

大学側は給与削減の相当部分を勤勉手当の優秀者割合を増やすことで代償すると説明していますが、すでに2009～2010年度にわたる総額10億6000万円に及ぶボーナスカットの際に、優秀者の割合を大幅に増やすという代償措置を行っています。したがって、すでに優秀者となっている多くの教職員にとっては今回の代償措置は全くその効果がないものとなっています。

また、新たに優秀者となった方についても、その増分はせいぜい数万円で、とうてい削減された額にはおよびません。

違法の数々

国家公務員給与臨時特例法そのものが違憲・違法

今回の賃下げの根拠となっている国家公務員給与特別措置法は、人事院勧告によることなく公務員の給与を削減するもので、憲法28条の労働者の労働基本権の保障と公務員でそれを制限する代償措置としての国家公務員法第28条に違反しており、ILO条約にも違反しています。これに対して全国の国家公務員241人が集団訴訟を起こしています。

国立大学法人の給与に政府は介入できない

国立大学法人の賃金は労使交渉によって決まります。政府が国立大学法人に賃下げを要求していることは、国から独立した法人の労使交渉への国家権力の介入にほかならず労働組合法や憲法に違反します。閣僚がいつも「自主的・自律的な労使関係に基づいて」という枕詞を付けて「要請」するしかないのもそのためです。これですら権力介入と言うべきですが、文科省はさらに密室での脅しによって賃下げを迫っています。国立大学法人法によって認められた法人の経営権を踏みしめる違法行為です。

労働条件の引き下げに必要な説明を行っていない

労働者の合意を得ないまま就業規則を変更することで労働条件を不利益変更することは労働契約法第9条で原則として禁止されています。その特例として同第10条で、さまざまな条件を満たした合理的な就業規則変更である場合にのみ例外的に認められるに過ぎません。この条件の一つである“労働条件の変更の必要性”について大学は前述のように嘘の説明を行っていますし、労働組合等との交渉も、実質的には行われていません。法に定められた不利益変更に必要なとされる条件を満たそうとしていないのです。

他大学では未実施や削減率圧縮も

今回の措置は、全国の国立大学法人でも同様に行われつつあります。しかし、すべての大学が東北大学のように唯々諾々と給与削減を行っているわけではありません。例えば、北海道大学では、今回の賃下げに関して、組合との間で計5回の団体交渉を行い、妥結することはありませんでしたが、9月1日まで賃金減額を遅らせています。労働組合と交渉を継続している大学も東大、京大をはじめとしていくつかあります。

また、削減率を圧縮したり、若手や医療職については賃下げを行わないこととした大学もいくつかあります。それらと比較しても、東北大学の対応は極めて不誠実です。

東大、京大はまだ交渉中...

東北大学職員組合は

2012年5月21日に行われた団体交渉で、なぜ運営費交付金の減額が可能なのか、それは違法ではないのかについて問いましたが、担当理事は「減額されることは確実、文科省の課長級が皆そういつている。誰とは言えない」「特別措置法は成立したのだから合憲」という回答に終始しました。そして次の交渉を行うことなく5月29日には就業規則の改定を強行したのです。

私たちは、

- ・大学当局との団体交渉で賃下げの撤回を強く要求していきます。
- ・違法行為、不当労働行為については、全大教や他大学の組合とも協力しながら法的措置を検討していきます。
- ・この問題に関する情報を教職員の皆様にお伝えしていきます。



東北大学職員組合

組合ウェブサイトにはそれぞれの情報のソースを示した、より詳しい解説を掲載しています。是非ご覧ください。

東北大学職員組合ホームページ <http://tohokudai-kumiai.org/>

〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1 022(227)8888, 学内線: 片平5029, 3349

Email: info@tohokudai-kumiai.org